

改正点① 会議の運営方法

＜規約第6条関係＞

【現状・課題】

- ・15名（令和元年6月現在）のメンバーで構成されており、日程調整に難航し、出席できない委員が生じている。
- ・それにより、会議体としての機動性・迅速性が担保されていない。（共創分科会の設置承認が遅れた等）
- ・事務局によるメンバーへの事前説明回り等が、事務局・メンバー双方の負担となっている。
- ・それにより、委員参加希望者の要望に応えきれない事態が生じている。

【対応策】

- ・**メーリングリストの積極的活用。事前説明回りの廃止。**
- ・メンバーの招集による開催だけでなく**メールによる開催も可能とすることで機動性・迅速性を担保**→会議規約に明記

改正点② 分科会の運営方法

＜規約第7条・分科会運営細則関係＞

【現状・課題】

- ・リーダーの自主的な運営に委ねているにも関わらず、開催形式がリーダーによるメンバーの招集を前提となっていたり、煩雑な手続き（メンバーの選任、開催都度の公表）が多かったりと規定が実態と合っていない。
- ・細則上、活動状況等の公表の対象が「開催日時や議題、出席者、議事の概要などを記載した議事要旨」となっており、多様な開催形式（ワークショップ・ツアー形式、不特定多数の参加者が集う形など）と合っていない。
- ・府市のホームページ掲載にあたっては、資料の確認などの対象者があまりにも多く、確認に時間を要する。

【対応策】

- ・**メンバー選任を「議長承認制」から「届出制」に変更**
- ・**分科会の活動状況の府市のWEB掲載頻度を「開催したとき（都度）」から「定期的」に変更**（四半期～半年に1回程度のイメージ）
- ※本体会議（事務局）としての一定の関与（状況把握、支援を含む。）が必要なため、議事要旨・資料については引き続き、開催の都度リーダーから提出を求める。
- ・公表対象を細則上、詳細に規定せず「開催状況等」とし、**開催形式に合った公表内容とすることができるようにする。**

(参考) メールリスト (ML) での意思形成等の流れ

【対象事項】

- ・会議メンバーの選任、議長の選任、
 - ・分科会の設置及び廃止並びに分科会リーダーの選任（※分科会メンバーは届出制）
 - ・実施事業について（大会に関することを含む。）
- （上記対象事項のうち、軽易又は定例のものなど、必ずしもメンバーの招集の必要がないもの）

【想定】

- ・メンバーの発意による分科会の設置承認
- ・大会のチラシ・プログラム案など

議長が必要と判断（上記対象事項のうち、軽易又は定例のものなど、必ずしもメンバーの招集の必要がないもの）

- 議決事項について事務局からMLにより議事を全メンバーに送付 →（議事についての可否の照会【1週間以上】）
- **事務局においてメールでの回答を収集（回答がないメンバーには電話連絡必須）**
- 議決（メール回答があったメンバーの過半数） → 事務局からメンバーに**議決結果の通知（ML）** ※同日が開催日

